

第18問 請負に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 目的物の引渡しを要する請負契約においては、報酬は、仕事の目的物の引渡しと同時に、支払わなければならない。

イ 目的物の引渡しを要する請負契約においては、請負人が仕事を完成した後であっても、その目的物の引渡し完了するまでは、注文者は、いつでも損害を賠償して契約を解除することができる。

ウ 注文者が破産手続開始の決定を受けたときは、請負人は、仕事を完成した後であっても、報酬の支払がされるまでは、注文者の破産手続開始を理由として請負契約を解除することができる。

エ 請負人が注文者に引き渡した目的物の品質が請負契約の内容に適合しない場合には、その不適合が注文者の供した材料の性質によって生じたものであり、かつ、請負人がその材料が不適合であることを知らなかったときであっても、注文者は、請負人に対して、履行の追完の請求をすることができる。

オ 請負契約が仕事の完成前に解除された場合において、請負人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができる。

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

## ズバリ解説

肢イ・ウは仕事の完成後における請負契約の解除、肢エは契約内容不適合の場合における請負人の責任が論点となっています。いずれの論点も、前か後か、善意か悪意かなど、条文の細かい要件を押さえることが大切です。

民法：47

第21問

請負

請負に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 注文者は、請負人が仕事を完成しない間であっても、解除に先立って損害賠償の提供をしなければ、請負契約の解除をすることができない。

イ 請負人は、注文者が破産手続開始の決定を受けた場合には、仕事を完成した後であっても、請負契約の解除をすることができる。

ウ 請負人が、注文者の与えた指図により、品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡した場合には、請負人が注文者の指図が不相当であることを知りながら告げなかったときであっても、注文者は、当該指図によって生じた不適合を理由として、損害賠償の請求をすることができない。

エ 特注品の椅子の製造を請け負った請負人が目的物を完成させて注文者に届けた場合には、注文者がこれを受領しないときであっても、請負人は、特段の事由のない限り、受領遅滞を理由として請負契約の解除をすることができない。

オ 動産売買の先取特権の目的である動産を用いて当該動産の買主が請負工事を行った場合において、請負代金全体に占める当該動産の価額の割合や請負契約における請負人の債務の内容等に照らし、請負代金債権の全部又は一部を当該動産の転売による代金債権と同視するに足る特段の事情があるときは、先取特権者は、その部分の請負代金債権に対して、物上代位権を行使することができる。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ